

（国土交通省国土政策局特別地域振興官）

制 度 名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長										
税 目	所得税・法人税										
要 望 の 内 容	<p>奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき市町村が作成する産業振興促進計画を主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地区における、法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5 年間、償却限度額：機械・装置 普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%）の適用期限を 2 年間延長する。</p> <p>1. 製造業・旅館業                  (1) 対象                  ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等                  ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等                  (2) 取得価額の下限值                  一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">資本金の規模</td> <td style="text-align: center;">5,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">5,000 万円超 1 億円以下</td> <td style="text-align: center;">1 億円超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取得価額</td> <td style="text-align: center;">500 万円以上</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円以上</td> <td style="text-align: center;">2,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等                  (1) 対象                  ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等                  ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等                  (2) 取得価額の下限值                  一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合</p> <p>(関係条文)                  ・奄美群島振興開発特別措置法第 11 条                  ・租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27                  ・租税特別措置法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56</p>			資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超								
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上								
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	(	( ー百万円) (▲300 百万円 の内数) ( ー百万円)								

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきた。しかしながら、奄美群島においては、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分でないことから、若年層の多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。</p> <p>奄美群島においてこれらの現状・課題に対応し、定住人口の確保を図るためには、奄美群島の市町村が推し進める地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性 政策目標である定住人口の減少傾向の改善を図るため、奄美群島においては、就業機会の確保が必要である。そのためには、奄美群島の魅力と資源を活用した自立的経済社会構造への転換が求められ、成長分野である、黒糖焼酎等の「製造業」、世界自然遺産登録に向けた動きを契機とした「旅館業」、さとうきび等の特産物を活かした「農林水産物等販売業」、整備された情報通信基盤を活用し地理的・自然的不利性を克服することができる「情報サービス業等」の振興を図る必要がある。</p> <p>これらの産業の振興を図るためには、奄美群島の市町村が推し進める地域外からの事業者誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に促進される政策手段が引き続き必要である。</p>	
	今回の要望に関連する事項	合理性
	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 39 離島等の振興を図る</p> <p>業績指標 134 離島等の総人口</p>
	政策の達成目標	<p>奄美群島内の平成 30 年度末の人口を目標値とする。</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 30 年度末 112 千人以上 (平成 25 年度末現在 115 千人)</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間 (平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日)
	同上の期間中の達成目標	<p>目標値 奄美群島の総人口 平成 35 年度 103,558 人以上 (平成 29 年度(平成 30 年 1 月 1 日)現在 111,469 人)</p> <p>※上記の達成目標は、平成 35 年度までの暫定目標値。</p>
	政策目標の達成状況	<p>奄美群島では、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いており、平成 29 年度末時点の総人口は 109,515 人となっている。</p>
	要望の措置の適用見込み	<p>平成 30 年度は 4 件の新規投資及び 6 件の制度適用を見込んでいる。</p> <p>平成 31 年度、平成 32 年度も同様に、4 件ずつの新規投資を見込んでおり、それぞれ 10 件、12 件の制度適用を見込んでいる。</p>

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保に貢献することが見込まれる。</p>
		<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補填：事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・奄美群島振興開発特別措置法第38条 ・奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</p>
	<p>相当性</p>	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>①公共事業に係る国庫補助率の嵩上げ 奄美群島振興開発計画に基づく事業のうち、政令に定められた以下の事業に関する経費に対する国の負担又は補助の割合について、嵩上げされている。 対象事業：道路、港湾、空港、漁港、簡易水道、し尿・ごみ処理施設、海岸、河川及び義務教育施設 (根拠法令：奄美群島振興開発特別措置法第6条) 平成31年度予算 概算要求額 20,257百万円</p> <p>②奄美群島振興交付金 奄美群島振興開発計画に基づき、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援する。 対象事業：農業創出緊急支援事業、航路・航空路運賃軽減事業等 (根拠法令：奄美群島振興開発特別措置法第9条) 平成31年度予算 概算要求額 2,870百万円</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>以上の措置は、奄美群島の地理的・自然的条件不利性を解消するために実施されている措置である。他方、本特例措置は、奄美群島の個人や中小規模の事業者を対象として、各種事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものである。したがって、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。 なお、両施策が一体的に運用されれば、例えば予算事業により奄美群島の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、税制特例により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待され、奄美群島振興開発特別措置法の法目的である同地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び奄美群島における定住の促進に寄与するものと考えられる。</p>

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置は、民間事業者を対象に各種産業活動を活性化させる優遇措置として設けるものである。零細事業者が多い奄美群島において、設備投資をした民間事業者を直接税制面から支援する本特例措置は効率的かつ効果的である。なお、本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は主に行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、本特例措置は、全業種を対象としているものではなく、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としており、必要最小限の措置である。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1" data-bbox="549 826 1481 1081"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>4 件</td> <td>2 百万円</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>3 件 (11 件)</td> <td>5 百万円 (76 百万円)</td> <td>1 百万円 (18 百万円)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>3 件 (19 件)</td> <td>8 百万円 (144 百万円)</td> <td>2 百万円 (34 百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：平成 27、28 年度の適用件数及び適用額は財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 196 回国会提出）」より引用、平成 29 年度の適用件数及び適用額は聞き取り結果より)</p> <p>前回要望時の適用見込み及び減収額については、括弧内のとおりである。</p>		適用件数	適用額	減収額	平成 27 年度	4 件	2 百万円	0 百万円	平成 28 年度	3 件 (11 件)	5 百万円 (76 百万円)	1 百万円 (18 百万円)	平成 29 年度	3 件 (19 件)	8 百万円 (144 百万円)	2 百万円 (34 百万円)
		適用件数	適用額	減収額															
	平成 27 年度	4 件	2 百万円	0 百万円															
平成 28 年度	3 件 (11 件)	5 百万円 (76 百万円)	1 百万円 (18 百万円)																
平成 29 年度	3 件 (19 件)	8 百万円 (144 百万円)	2 百万円 (34 百万円)																
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>特定地域における工業用機械等の特別償却 根拠条文：租税特別措置法第 45 条、第 68 の 27 条</p> <table border="1" data-bbox="549 1525 1139 1615"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>3 件</td> <td>5,107 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：適用件数及び適用額は財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 196 回国会提出）」より引用)</p>		適用件数	適用額	平成 28 年度	3 件	5,107 千円											
	適用件数	適用額																	
平成 28 年度	3 件	5,107 千円																	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保に貢献することが見込まれている。</p>																	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>奄美群島の総人口 平成 30 年度末 112 千人以上</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いており、平成 30 年度末の目標値を平成 29 年度実績（平成 29 年度末 109,515 人）で下回っている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 10 年度 創設（奄美群島の過疎に類する地区） （機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超）</p> <p>平成 11 年度 適用期限の 2 年間延長 （機械等 12/100 建物等 7/100）</p> <p>平成 12 年度 拡充 （過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加）</p> <p>平成 13 年度 適用期限の 3 年間延長 （機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超）</p> <p>平成 16 年度 適用期限の 2 年間延長 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加） 過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外</p> <p>平成 17 年度 特別償却率の引き下げ （離島振興対策実施地域に類する地区） （機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100）</p> <p>平成 18 年度 適用期限を 1 年間延長</p> <p>平成 19 年度 適用期限を 2 年間延長 取得価格要件の引き下げ （2,500 万円超→2,000 万円超）</p> <p>平成 21 年度 適用期限を 2 年間延長 拡充（情報通信産業等を追加）</p> <p>平成 23 年度 適用期限を 2 年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外</p> <p>平成 25 年度 適用期限の 1 年間延長 割増償却へ改組 拡充（旅館業を追加） 取得価格要件の引き下げ （2,000 万円超→500 万円超（資本規模により異なる））</p> <p>平成 26 年度 適用期限を 1 年間延長</p> <p>平成 27 年度 適用期限を 2 年間延長</p> <p>平成 29 年度 適用期限を 2 年間延長</p>